

# 2026 しののい軽トラ市 出店要項

## 1. 開催日・時間（原則）

開催日時（年間スケジュール）

令和 8 年 5 月 24 日（日）

令和 8 年 6 月 28 日（日）

令和 8 年 8 月 23 日（日）

令和 8 年 9 月 27 日（日）

令和 8 年 10 月 25 日（日）

令和 8 年 11 月 22 日（日）

※原則 第 4 日曜日

※開催時間 8：00～11：00（雨天決行）

※交通規制 7：30～11：30

## 2. 開催場所

篠ノ井駅前通り（約 250m）

開催月によっては会議所前道路を使用する場合があります。

## 3. 出店料および納入方法、出店条件等

■出店料（1 台・1 区画） 1 回 2,000 円

（電気使用量別途 1,000 円・数に限りがあり出店場所が限定されます。）

当日、本部にて徴収させていただきます。

■飲食関連、ペット、古物などの販売は、営業許可証を取得している方に限ります。

※申込時に許可証等の写しを併せて提出してください。

## 4. 販売スペース

1 区画 10m×2m（軽車両+売り場スペース）

売り場スペースにテントの使用も可とします。

## 5. 申込方法・締切

出店申し込みは、HP から出店申請書をダウンロードし FAX 及び応募フォームにて申し込みをしてください。出店申し込みは、開催日の 1 週間前まで受け付けます。

※募集台数（60 台）になり次第締め切ります。（キャンセル待ちになります）

## 6. 中止について

「大雨警報」「雷警報」（注意報ではない）が実施時間中に発令されている場合は中止となります。

### 《留意事項》

- ◎出店者は実行委員会の指示に従ってください。
- ◎出店場所は実行委員会が指示させていただきます。
- ◎コピー商品など法律に違反する物品や社会通念上ふさわしくないと実行委員会が判断したものは販売できません。
- ◎販売品目を変更する場合は、あらかじめ事務局にお届けください。
- ◎販売に関する全ての備品等については各自ご用意ください。
- ◎食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可等は、出店者の方で対応願います。
- ◎電気の使用は別途 1,000 円かかり、数に限りがあり出店場所が限定されます。
- ◎水道は供給できかねます。必要な場合は持ち込みとなります。
- ◎出店者は、あらかじめゴミ袋（箱）等を備えるなど、自店商品の使い捨て食器等の回収をお願いいたします。
- ◎営業終了後には周辺の清掃をお願いいたします。
- ◎申込書にある誓約事項の違反等が認められた場合のほか、実行委員会の判断で出店をお断りすることもあります。
- ◎出店に関する事故・販売におけるトラブル等について主催者は一切責任を負いかねます。
- ◎車検を更新された方は車検証のコピーを FAX してください。手続きを忘れると出店できませんのでご注意ください。
- ◎火気を使用する場合は事前の報告と消火器の設置が義務付けられています。申請は事務局で行いますので出店申込書にて火気使用の有無をお知らせください。消火器は出店者に準備していただきます。
- ◎発電機（火気に入ります）については地元商店と両隣の出店者の理解が得られないもの（騒音・匂い）は使用できません。

### 【問い合わせ先】

長野商工会議所篠ノ井支所 TEL 026-292-0808  
直通携帯電話 070-6649-5620（担当：青木）

(R8. 4. 1)

### 食品を提供される方へのお知らせ。

平成 24 年 4 月から長野市において飲食物の提供を伴うイベントにつきまして、公衆衛生の確保の観点から出店者の届出が必要となりました。  
※農産物のみ販売される方は、これまでどおり申請は不要です。

つきましては、食品を提供される全ての出店者様（試食や振る舞いも含む）に [食品取扱関係施設調査票（word / pdf）](#) の提出をお願いしています。  
必要事項をご記入のうえ【shinonoikeitora1@gmail.com】まで送信してください。  
FAX の場合は【026-293-9635】ながの軽トラ市実行委員会までお願いします。

【食品を提供される方とは、下記のような場合が含まれます】

- ・露店営業（焼きそば、やきとり、からあげ等）での食品販売
- ・ケータリングカー（キッチンカー）での食品販売
- ・加工食品の販売  
おやき、パン、アップルパイ、ジャム、焼き菓子、手作りジュース  
とうふ、弁当、サンドイッチ、漬物、やきいもなど、食品が1品目でも含まれる場合

※仕入れたものでも届け出が必要です

※ただし缶ジュースや既製のスナック菓子などの販売については不要です。

また、試飲・試食や振る舞いなどをされる場合も届け出が必要です。

- ・ポップコーンの無料配布
- ・りんごジュースの試飲
- ・やきいもの振る舞いなど

もともと保健所への許可申請が不要な品目につきましても、提出をお願いします。  
その場合、許可番号等の記入は空欄でかまいません。

【[食品取扱関係施設調査表書き方サンプル](#)】

調査票の提出は、初回のみでかまいません。

お手数をおかけしますが、ご協力のほどよろしく願いいたします。

少しでも不明な点がありましたら保健所までお問合せください。

■長野市保健所 生活衛生課

住所：長野市若里 6-6-1

電話：026-226-9970

## 軽トラ市における食品営業について

長

長野市において、軽トラ市で食品を調理加工し提供する場合には保健所の許可が必要となります。いわゆる露店営業の許可申請です。  
※飲食店を経営されている場合でも、店舗での食品営業許可申請ではなく別途、露店営業の申請が必要になります。  
また加工品を製造販売する場合は、食品製造業の許可が必要です。

### ■食品を販売されようとする方は、下記の点にご注意ください。

- ・露店営業で販売できる品目は1申請につき1種類となります。
- ・三方と天井を囲んだテント、手洗い水のためのポリタンク等の設備が必要になります。
- ・肉や魚などの生ものと、牛乳の販売はできません。
- ・露店でなく室内で作られた物であっても、申請の必要がなく販売できる食品は保健所の許可を受けた設備で作ったものに限ります。

例えば近所の奥さんが家庭で作ったクッキー。これは販売できません。  
室内で加工したものであっても、そこが保健所の認可を受けている調理場で、さらに製造販売の許可を得ていることが条件となってきます。

なお、わたあめ、ポップコーン、焼もろこしなど許可申請が不要なものもあります。  
移動営業車等で、すでに食品の販売営業をおこなっている方につきましては新たな申請は必要ありません。  
飲食店を経営されている方であっても、食品製造業の許可申請が必要になります。  
詳細につきましては、長野市保健所の指導を受けてください。

### 祭礼・催事（イベント）・学校祭における食品の取扱いについて〈長野市保健所〉

※山野等に自生するきのこを消費者に直接販売する人は、  
長野市保健所への事前の届出が必要になりました。2012.4.11

#### 【お知らせ（平成24年度～）】

ながの軽トラ市において、食品を提供する全ての方（試食や振る舞いも含む）は保健所により食品取扱関係施設調査票（word）の提出が義務づけられていますのでご記入の上、shinonoikeitora1@gmail.com まで送信してください。

## 火気使用の出店者の方へお知らせ

火気使用（プロパンガス・灯油・ガソリン・炭・電熱器・発電機・）の出店者の方は軽トラ市事務局への届け（火気使用配置図）とともに消火器の準備が必要です。（ガソリン携行缶持参含む）

水バケツ・エアゾール式の簡易消火用具は認められず  
業務用消火器の粉末ABC消火器（10型）の準備を推奨します。

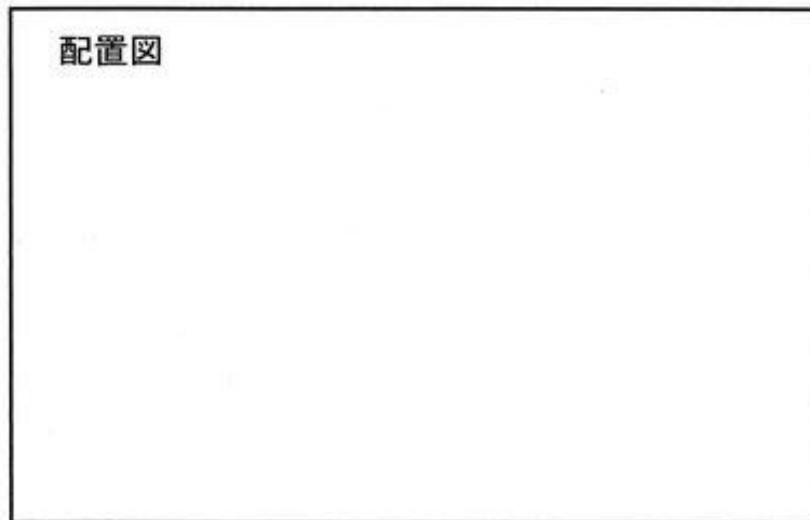
なお、火気使用の出店者の方に対して当日開店前に篠ノ井消防署の検査が入りますので  
ご協力をお願いします。

## 火気使用配置図

### 露店等の開設届出書添付書類

露店名:
出店者氏名:
電話番号:

配置図



### 配置図例

